

市第79号議案「放射線対策等に要した費用等に係る損害賠償請求についての和解」

1 これまでの経緯

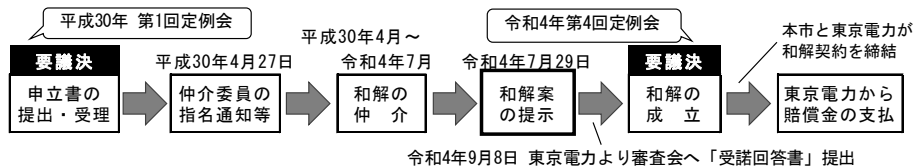
本市は、平成23年3月に発生した福島第一、第二原子力発電所事故に伴う放射線対策等に要した費用について、東京電力ホールディングス株式会社（以下、「東京電力」という。）へ年度ごとに損害賠償請求を行い、東京電力から一部支払いを受けています。

平成23年度に要した放射線対策等に係る費用の未収額約2.2億円及び損害賠償金に係る遅延損害金について、平成30年3月に原子力損害賠償紛争審査会（以下、「審査会」という）へ和解のあつせんを申し立てました。

審査会への申立て後、賠償金の一部支払いがあったこと等を受け、令和元年7月及び令和2年2月に申立ての一部を取下げた結果、未収額は約1.4億円となっています。

令和4年7月に審査会より本市及び東京電力へ「和解契約書案」が提示され、令和4年9月に、東京電力より審査会へ和解案を受諾する旨の回答がありました。

《和解仲介手続きの流れ》



2 和解案について

一般議案：401～406 ページ

(1) 和解の範囲、和解金額及び支払方法

横浜市と東京電力は、審査会へ申立てを行った損害項目（平成23年度に要した放射線対策等に係る費用）について和解し、東京電力は横浜市へ和解金69,500,000円を支払う。

東京電力は横浜市が押印した和解契約書原本を受領した翌日から14日以内に、横浜市が指定する口座へ和解金を支払う。

(2) 清算

和解金を超える部分につき、横浜市が東京電力に対し別途損害賠償請求することを妨げない。和解金に係る遅延損害金について、横浜市は東京電力に別途請求しない。

(3) 手続費用

和解仲介手続きに関する費用は、各自の負担とする。

《平成23年度に要した放射線対策等に係る費用全体の状況》

（単位：千円）

東京電力への賠償請求額	東京電力からの入金済額	和解前入金割合	未収額	和解金額案	和解額を含めた総入金見込額	最終入金割合
A	B	B/A	A-B	C	D=B+C	D/A
1,272,933	1,134,040	89.1%	138,893	69,500	1,203,540	94.5%

3 和解案を受け入れる理由

和解案は、法に基づき設置された公的な紛争解決機関である審査会が作成したものです。

審査会は本市と東京電力双方の主張を複数回にわたり確認し、「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針」に基づき、個々の費用と原発事故の間の関連性の強弱を社会通念に照らして判断しています。

本市は審査会の質問照会に適宜適切に対応し、必要な資料は全て提出してきており、これらの取組が和解案に結実したと受け止めています。

和解案では本市から東京電力への直接請求では支払われなかった費用の支払いが認められており、訴訟への移行を行わず、和解案を受け入れることが妥当と考えられます。

4 和解契約締結後の手続き

和解契約を締結し、東京電力より和解金が入金された後、申立額との差額となる未収額を解消するため、「横浜市予算、決算及び金銭会計規則」第87条に基づく調定更正手続きを行います。

今後、平成24年度以降に要した放射線対策等に係る費用について、今回の和解案を踏まえ申立て内容や金額等を精査します。その上で、東京電力との直接交渉が概ね完了している年度分から順次、審査会への和解あつせん申立て手続きを進めていきます。

《参考資料》

① 平成23年度に要した放射線対策等に係る費用の和解仲介手続きの経緯

平成23年12月から平成29年12月まで	東京電力へ損害賠償請求、東京電力より費用の支払い ・請求額 13億285万円 ・支払額 10億8,057万円
平成30年2月	平成30年第1回市会定例会で「損害賠償についてのあつせんの申立て」議決 ・申立額 2億2,228万円 ・賠償金の支払いに係る遅延損害金
平成30年3月28日	審査会へあつせんの申立て
平成30年4月から平成31年3月まで	東京電力から一部費用の支払い ・支払額 5,347万円（※令和元年7月に申立てを同額分取下げ）
平成30年4月から令和4年7月まで	和解の仲介の実施 （この間、審査会から本市への計6回の質問照会に対応）
令和元年7月及び令和2年2月	申立ての一部取下げ （東京電力からの支払い及び請求内容精査に伴う取下げ） ・取下げ額 8,338万円 ・2回の取下げ後の申立額 1億3,889万円
令和4年7月29日	審査会より本市及び東京電力へ「和解契約書案」提示
令和4年9月8日	東京電力より審査会へ「和解契約書案」に対する「受諾回答書」提出

② 和解案における和解金額の詳細

（単位：千円）

損害項目	現時点申立額	和解金額案	和解後未収額	主な申立内容
	a	b	a-b	
1 検査測定経費	29,441	18,700	10,741	施設の放射線測定に要した経費等
2 機器購入費	23,764	18,200	5,564	放射線測定検査機器の購入経費等
3 現地作業等	24,897	5,500	19,397	清掃・除染等に要した経費
4 広報啓発費等	15,685	10,100	5,585	広報紙作成、相談窓口設置等
5 旅費・交通費	1,013	600	413	職員旅費、自動車借上料
6 人件費	29,837	11,000	18,837	超勤手当、専任職員給与
7 その他損害	14,256	5,400	8,856	使用料減免、下水産廃処理費用等
合計	138,893	69,500	69,393	

③ 横浜市予算、決算及び金銭会計規則

（調定の取消し、更正）

第87条 局長は、第85条により調定した事項に誤りがあることを発見したときは、同条に準じて調査決定し、直ちに、調定の取消しまたは更正をしなければならない。法令の規定その他特別の理由により収入金額を変更しなければならない場合も、また同様とする。

#### ④ 原子力損害賠償紛争審査会の役割

- 原子力損害賠償紛争審査会は、「原子力損害の賠償に関する法律」(以下、「法」という。)第18条に基づき、原子力損害の賠償に関して紛争が生じた場合における和解の仲介等に係る事務を行うため、文部科学省内に設置されています。法は原子力損害が生じた場合における損害賠償に関する基本的制度を定めることで、被害者の保護を図る目的で制定されています。

原子力損害の賠償に関する法律(昭和三十七年 法律第四百四十七号)

(目的)

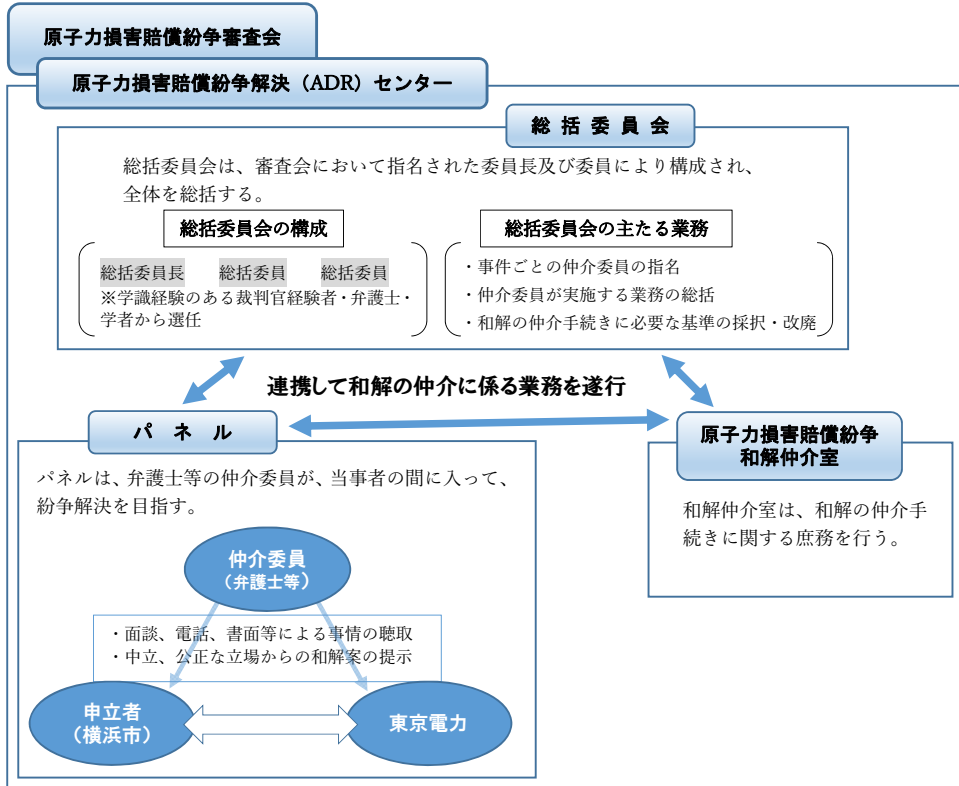
第1条 この法律は、原子炉の運転等により原子力損害が生じた場合における損害賠償に関する基本的制度を定め、もつて被害者の保護を図り、及び原子力事業の健全な発達に資することを目的とする。(原子力損害賠償紛争審査会)

第18条 文部科学省に、原子力損害の賠償に関して紛争が生じた場合における和解の仲介及び当該紛争の当事者による自主的な解決に資する一般的な指針の策定に係る事務を行わせるため、政令の定めるところにより、原子力損害賠償紛争審査会を置くことができる。

2 審査会は、次に掲げる事務を処理する。

- 一 原子力損害の賠償に関する紛争について和解の仲介を行うこと。
- 二 原子力損害の賠償に関する紛争について原子力損害の範囲の判定の指針その他の当該紛争の当事者による自主的な解決に資する一般的な指針を定めること。
- 三 前二号に掲げる事務を行うため必要な原子力損害の調査及び評価を行うこと。

- 原子力損害賠償紛争審査会の組織構成



- 「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針」(平成23年8月)

「原子力損害による賠償に関する法律」第18条第2項第2号に定める「原子力損害の範囲の判定の指針その他の当該紛争の当事者による自主的な解決に資する一般的な指針」として、可能な限り早期に被害者救済を図る目的で、審査会が制定した基準です。中間指針においては、原子力損害として賠償対象となる範囲を、原則として「事故と相当因果関係のある損害」としています。

#### ⑤ 平成24年度以降に要した放射線対策等に係る費用の賠償請求額と未収金の状況(令和3年度決算時点)

(単位:千円)

	賠償請求額	入金額	未収金	入金割合
平成24年度	2,262,620	1,902,198	360,422	84.1%
平成25年度	965,032	829,151	135,881	85.9%
平成26年度	706,222	593,793	112,429	84.1%
平成27年度	890,465	584,758	305,706	65.7%
平成28年度	1,126,808	707,801	419,007	62.8%
平成29年度	735,504	492,473	243,032	67.0%
平成30年度	304,380	285,607	18,773	93.8%
令和元年度	77,965	66,805	11,160	85.7%
令和2年度	81,757	0	81,757	0.0%
令和3年度	103,518	0	103,518	0.0%
計	7,254,270	5,462,585	1,791,685	75.3%

※ 今回の和解案を踏まえ、今後、賠償請求額が変動する可能性があります。